

「第4次長野県自殺対策推進計画（案）」へのご意見の概要と県の考え方

健康福祉部保健・疾病対策課

○ご意見募集期間 令和5年（2023年）2月6日（月）から3月7日（火）まで

○意見の総数 2件（1人）

No	計画案の該当箇所		ご意見の要旨	県の考え方
	頁	項目		
1	22	第3章 7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた配慮	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響は記載の内容のほか、感染した人間への特定・非難が生じていることが問題。ウイルスは軽視してはならないもので、感染対策は必要だが、人間関係の濃い風土、閉鎖的な対応（他県への移動自粛の呼びかけ、感染した人間の移動歴の公表）が行われていたことが特定・非難につながっていた可能性が考えられる。閉鎖的な環境は最悪の場合命を絶たざるを得ない状況に追い込まれやすいのではないだろうか。感染に注意しながらも開放的な環境を形成することが必要。</p>	<p>・本計画(案)第3章 基本方針1 において触れていますとおり、「自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題」であることを基本認識としています。基本方針3「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた配慮」においてもこの基本認識に基づき、いただきましたご意見を含む様々な背景によって自殺に追い込まれることがないように、対策を推進してまいります。</p>
2	22	第3章 7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた配慮	<p>・「ICTの活用の推進」とある。昨今、「デジタル化」とよくいわれているが、デジタルを苦手とする人間に関してはどのように考えられているのか。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体でWeb会議やオンライン授業などが推進されました。 各種相談体制においても、SNS等による相談を希望する方が、若者を中心にいます。このことも踏まえ、本計画(案)第5章 基本施策4や、第6章 重点施策における各取組にも位置付けておりますとおり、子どもへの支援においてLINE相談を実施するほか、これまでどおり電話や対面での相談を実施するなど、多様な相談体制を整備することで相談できない方をなくし、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現に向けた対策を推進してまいります。 また、相談窓口や自殺対策の普及啓発についても、本計画(案)基本施策3に位置付けておりますとおり、インターネットやSNSの活用をはじめ、チラシ・リーフレットの配布やテレビやラジオの活用等、様々な媒体を活用した普及啓発を進め、県民の皆様へ情報が届く取組を進めてまいります。</p>